

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月20日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第4号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年四日市市規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第3（第13条関係）				
設備器具等利用料金の上限額				
施設名	種別	単位	金額	備考
野球場	(略)			
	照明装置	霞ヶ浦1	半時間	<u>4,200円</u> (略)
	(略)			
(略)				
備考 (略)				

改正前				
別表第3（第13条関係）				
設備器具等利用料金の上限額				
施設名	種別	単位	金額	備考
野球場	(略)			
	照明装置	霞ヶ浦1	半時間	<u>4,320円</u> (略)
	(略)			
(略)				
備考 (略)				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)